

寄宿舍入舎不許可処分に係る審査請求の諮問について

滋賀県立野洲養護学校長(以下「処分庁」という。)が行った野洲養護学校保護者(以下「審査請求人」という。)の寄宿舍入舎申請に対する不許可処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の4第1項の規定により、滋賀県知事(以下「審査庁」という。)あて審査請求書が提出され、これに対する裁決を行うにあたり、地方自治法第244条の4第2項の規定に基づき、議会に諮問し、意見を求めるものである。

【裁決書(案)の概要】

1 主文

本件審査請求を却下する。

2 事案の概要

- (1) 平成28年3月23日、審査請求人は処分庁に対し、子(以下「本件児童」という。)の寄宿舍入舎願を提出した。
- (2) 平成28年4月21日、処分庁は通学困難ではないことを理由に寄宿舍入舎不許可処分(以下「本件処分」という。)を行い、同日付けで審査請求人に本件処分を通知した。
- (3) 平成28年6月30日、審査請求人は滋賀県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。
- (4) 平成28年10月25日、審査請求人は処分庁に対し、同年11月1日を入舎希望日とする本件児童の寄宿舍入舎願を新たに提出した。
- (5) 平成28年12月1日、処分庁は審査請求人に対し、寄宿舍の入舎を許可する処分をした。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

① 本件審査請求の適法性について

本件審査請求は、審査請求人が平成28年3月23日に入舎申請を提出し、同年4月21日に処分庁の寄宿舍入舎不許可処分が出されたことに対するものであり、同年10月25日の新たな入舎申請とは別ものである。処分庁自らも本件審査の対象となる入舎理由と再度申請した入舎理由とは全く別のものであるとする旨を伝えている。本件審査請求はあくまでも、平成27年度末に申請した寄宿舍入舎願における処分に対する審査請求である。別ものを一緒にして問題をすり替えることはおかしい。

② 入舎基準の該当性について

- ア 通学困難の生徒のために設置されているとされる寄宿舍を希望する者に、生活困難を理由とする施設入所を考えないことが入舎を許可しない理由として示されること自体、基準を大きく逸脱するものである。
- イ 登校時の困難さから登校する時間は11時、12時となることもあり、毎日登校できていたとしても就学権は十分に保障されていない。
- ウ 保護者との分離が医療相談時に指摘された「リバウンド時の対応」から大変になり、そのことが寄宿舍入舎を否定することに理由づけられているが、施設入所を勧めることと大きく矛盾している。
- エ 障害者差別禁止法に照らしても、通学困難な状況にある者に対して、障害の状況等を理由に寄宿舍利用を制限することは「社会的障壁」を行政機関である学校が作り出していることになり「合理的配慮」義務に違反している。

(2) 処分庁の主張

① 本件審査請求の適法性について

平成28年10月25日付けで、審査請求人から、寄宿舍入舎願が再度提出され、処分庁は、同年12月1日付けで寄宿舍入舎を許可する処分をし、本件児童は同日付けで寄宿舍に入舎し、平成29年1月30日現在も寄宿舍生活を行っている。平成28年12月1日付け寄宿舍入舎許可の処分により、本件審査請求の利益は失われた。

また、現実的には平成28年4月に遡及して入舎することは不可能であり、遡及する利益も存在しない。

② 入舎基準の該当性について

ア 片道の所要時間が90分以上であることを通学困難の要件としているが、本件はこれに該当しない。

イ また、保護者の送迎で登校が可能であること、家族の協力・工夫により通学支援が可能であること、福祉施設等を利活用し生活リズムの立て直しを図る余地が大きいこと等から、通学が継続できないと合理的に見込まれる状況ではなく、通学困難に該当しない。

4 理由

行政不服審査法（平成26年法律68号）第一条第1項を根拠としている。

本件審査請求は、平成28年4月21日に処分庁が行った寄宿舍入舎不許可処分の取り消しを求めるものであり、これにより得られる利益は、本件児童が寄宿舍に入舎できる利益である。

同年12月1日に、処分庁は、審査請求人からの新たな寄宿舍入舎願に基づき、審査請求人に対し、寄宿舍入舎許可処分をし、本件児童は同日付けで寄宿舍に入舎している。これにより、審査請求によって、同年4月21日付けの本件処分を取り消すことにより得られる法律上の利益は失われたといえる。

よって本件審査請求は、不服申立ての利益を欠く不適法なものであるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり決定する。

【参考】

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）

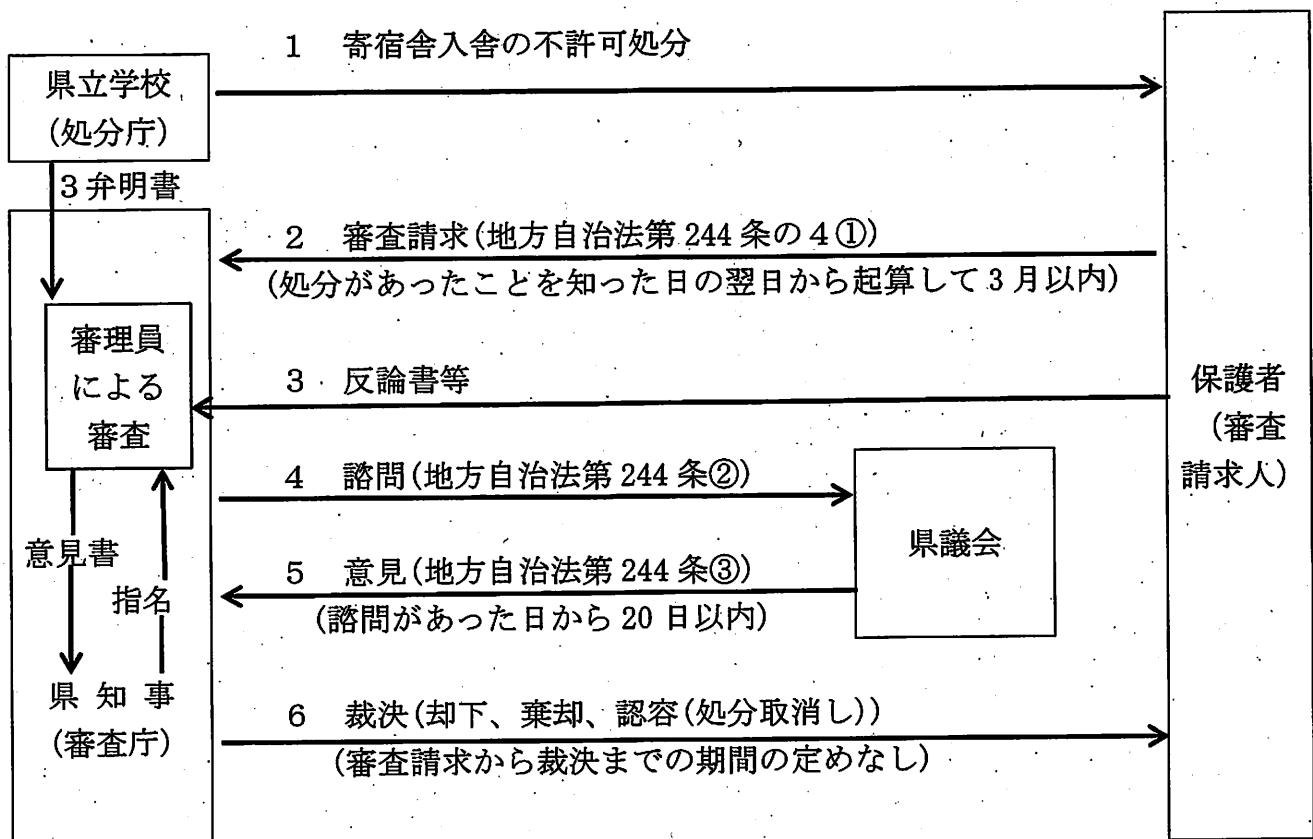
（目的等）

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

（処分についての審査請求の却下又は棄却）

第四十五条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で当該審査請求を却下する。

地方自治法第 244 条による審査請求の手続き



* 1 審査請求についての裁決の取消しの訴えは、滋賀県を被告として提起することができる。(審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内)

参 考 資 料

滋賀県立特別支援学校寄宿舎の

入舎および退舎に関する基準（抄）

（入舎基準）

第 2 条 寄宿舎の入舎に関する基準は、次のとおりとする。

（1）盲学校および聾話学校

ア 通学困難と認められる者

イ その他入舎が必要と認められる者

（2）（1）以外の特別支援学校

ア 合理的な経路および方法により通学する場合に、片道の所要時間が常に 90 分（待ち時間を除く。）以上となる者で通学困難と認められる者

イ ア以外の理由により通学困難と認められる者

滋賀県立野洲養護学校寄宿舎入舎等に関する手続きについて（通知） の添付資料

（参考別紙）

滋賀県教育委員会は、平成25年1月16日付裁決により滋賀県立特別支援学校寄宿舎の入舎および退舎に関する基準における「入舎基準」第2条（2）イについて、次のとおり見解を示しておりますことから、寄宿舎への入舎を申請する際には、このことを十分に踏まえていただくよう、お願いします。

「入舎基準第2条（2）イにかかる技術的基準」

特別支援学校の寄宿舎は、長時間の通学あるいは障害等の影響により毎日の通学が困難な児童生徒のために学校に附属して設置される施設であることを踏まえると、基準第2条第2号イにかかる通学困難の認定については、単に障害が重く通学の介助負担が大きいというだけでなく、家庭の状況や保護者の健康状態、福祉サービスの受給状況などから通学の支援が継続できないと見込まれ、それにより実際に児童生徒の通学が継続できないと合理的に見込まれることが必要である。また、家族や支援者等の協力や工夫によって通学が継続できると見込まれる場合や福祉施設を利用する場合は、通学困難とは認められないと判断するのが妥当である。